

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
第１～第９ 省 略 第１０ 開札 入札執行者は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において、すべての入札書を開札した後、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札者<u>のうち、最低の価格で入札した</u>入札参加者（以下「落札候補者」という。）の業者名を宣言し、および公表して入札を保留し、<u>落札候補者</u>について、資格確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、別紙１により通知する。 第１１～第１５ 省 略 附 則 省略 附 則 省略 附 則 省略	第１～第９ 省 略 第１０ 開札 入札執行者は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において、すべての入札書を開札した後、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札者<u>について、入札金額の低い方から順に順位を決定し、第１順位から第３順位までの</u>入札参加者（以下「落札候補者」という。）の業者名を宣言し、および公表して入札を保留し、<u>これらの者</u>について、<u>第１順位者から順に</u>資格確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、別紙１により通知する。 第１１～第１５ 省 略 附 則 省略 附 則 省略 附 則 省略